

府中町ごみ処理基本計画

数値目標、取り組み実施状況の点検・評価（平成28年度～令和3年度）

平成28年3月に策定した「府中町ごみ処理基本計画」の中間見直しにあたり、平成28年度～令和3年度における数値目標、取り組み実施状況を点検し、計画の推進状況を評価しました。

令和4年7月 府中町

<目次>

※【新規】は、平成28年3月に策定した計画で新たに実施する取り組みです。

基本方針1「排出抑制の推進」

数値目標① 住民1人1日あたりのごみ排出量 1

基本施策「ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信」

取組番号1：使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進 1

取組番号2：マイバッグ（買い物袋）持参や簡易包装の推進 2

取組番号3：生ごみの減量化の推進 2

取組番号4：家庭系ごみ分別ガイドブックの拡充【新規】 2

取組番号5：事業系ごみ減量化・リサイクルの手引書の作成【新規】 3

取組番号6：新たな情報発信ツールの導入【新規】 3

基本施策「ごみの減量化に向けた意識の向上」

取組番号7：事業系ごみの展開検査の実施【新規】 3

基本施策「ごみの減量化に向けた仕組みづくり」

取組番号8：多量排出事業者による（仮称）減量計画書の作成【新規】 4

取組番号9：ごみ処理手数料の適正化【新規】 4

基本方針2「資源化の推進」

数値目標② 府中町全体のリサイクル率 5

基本施策「資源化に向けたわかりやすい情報の発信」

取組番号10：資源回収拠点の設置店の紹介【新規】 5

基本施策「資源化に向けた意識の向上」

取組番号11：3Rに関する環境教育の実施 6

取組番号12：ごみ減量化・リサイクルの取り組みへの表彰制度などの導入【新規】 6

基本施策「新たな分別品目の拡充」

取組番号13：雑がみの資源化の実施【新規】 6

取組番号14：プラスチック類の資源化の推進 7

取組番号15：紙おむつの資源化の推進【新規】 7

取組番号16：生ごみの資源化の推進【新規】 7

取組番号17：剪定枝の資源化の推進【新規】 8

基本施策「資源化に向けた仕組みづくり」

取組番号18：集団回収の実態の把握【新規】 8

取組番号19：資源回収拠点の整備【新規】 8

基本方針3 「適正な処理・処分の推進」

数値目標③ 府中町全体の最終処分量	9
基本施策「収集運搬計画」	
取組番号20：新たな中間処理体制を考慮した収集運搬体制の構築【新規】	9
取組番号21：（仮称）ふれあい収集の推進【新規】	10
基本施策「中間処理計画」	
取組番号22：新たな中間処理体制の構築【新規】	10
基本施策「最終処分計画」	
取組番号23：新たな最終処分場の整備に向けた調整【新規】	11
基本施策「その他」	
取組番号24：不法投棄対策	11
取組番号25：特別管理一般廃棄物の適正処理	12
取組番号26：適正処理困難物の適正処理	12
取組番号27：災害廃棄物対策	12

基本方針4 「協働型環境づくりの推進」

基本施策「協働の取り組みに向けた仕組みづくり」	
取組番号28：環境学習講座や見学会の実施	13
取組番号29：住民団体・事業者・行政が協働で行うイベントの企画・実施【新規】	13
取組番号30：協働で行う計画の進捗管理	14

取り組み実施状況の評価一覧

取り組み実施状況の評価一覧	15
---------------	----

計画の進捗状況の評価（平成28年度～令和3年度）

基本方針1 「排出抑制の推進」	16
基本方針2 「資源化の推進」	16
基本方針3 「適正な処理・処分の推進」	16
基本方針4 「協働型環境づくりの推進」	16

※数値目標 | 目標値、実績値

各年度の目標値は、各年度の見込値を目標年度の目標値/見込値で補正した数値です。
実績値は過年度の錯誤を補正して再集計しています。また、令和3年度の実績値は、一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）が確定していないため参考値です。

※取り組み実施状況 | 評価の分類

- 【完了】：当初の計画に対して、目標を達成した。
- 【継続】：今後も継続して取り組む。
- 【改善が必要】：今後も継続して取り組むものの、取り組み内容の改善が必要である。
- 【見直しが必要】：施策の推進に向けて、取り組みの見直しが必要である。

参考資料1 ごみ処理・処分量の推移

参考資料2 ごみ処理経費の推移

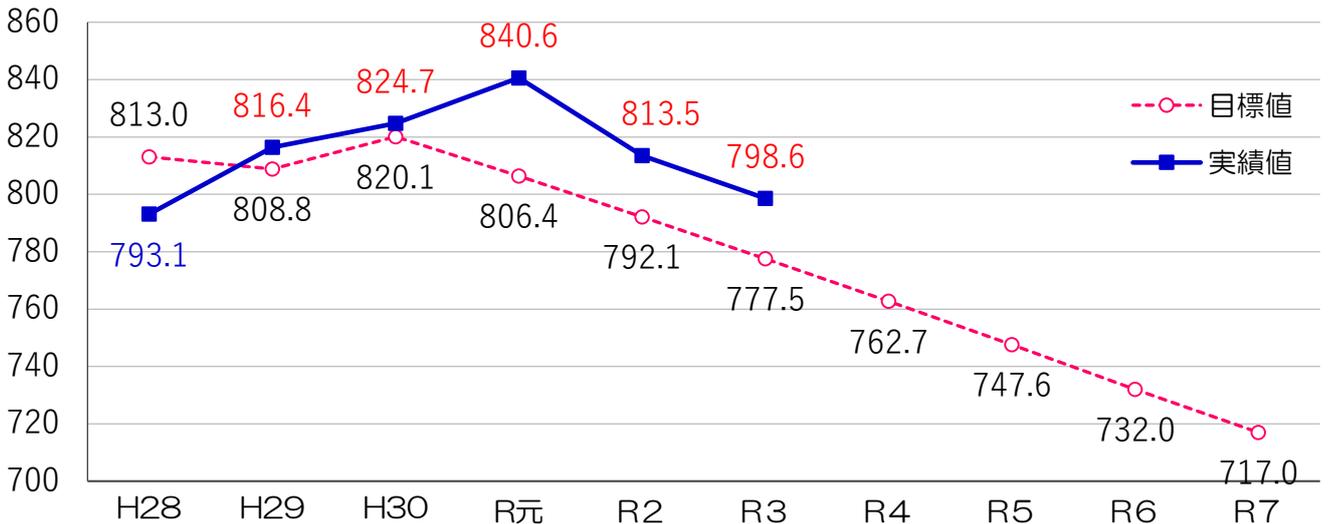
基本方針 1 「排出抑制の推進」

数値目標① 住民 1 人 1 日あたりのごみ排出量

【目標】 令和 7（2025）年度までに平成 25（2013）年度比で約 10%以上削減する
 基準値（平成 25（2013）年度）：797g/人・日
 目標値（令和 7（2025）年度）：717g/人・日以下

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標値	813.0	808.8	820.1	806.4	792.1	777.5	762.7	747.6	732.0	717.0
実績値	793.1	816.4	824.7	840.6	813.5	798.6				
結果	達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成				

(単位：g/人・日)



【評価】 住民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、目標の未達成が続いています。

令和 2 年度以降は減少傾向にあるものの、令和元年度は目標値を大きく上回っています。これは、減少傾向にあった普通ごみが増加に転じたこと、また、資源ごみ、大型ごみが増加傾向にあることが影響していると考えられます。

なお、ごみ排出量のうち、家庭系ごみは基準年度を下回っています。しかし、大型ごみは基準年度を大きく上回っていることから、排出削減の取り組み強化が必要です。

また、事業系ごみは基準年度を上回る状況が続いています。平成 28（2016）年の大型商業施設増床による影響も踏まえ、排出削減の取り組み強化が必要です。

基本施策「ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信」

取組番号 1：使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進

ごみになるものを受け取らない生活、物を大切にできる生活スタイルを心掛けるよう呼びかけます。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	継続									
実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施				
	広報紙、ホームページ等で、使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用を呼びかけました。									
評価	【継続】 継続して住民、事業者への啓発が必要です。広報紙等での呼びかけにとどまらず、出前講座、環境イベント等の機会を活用し、積極的に啓発していく必要があります。									

取組番号2：マイバッグ（買い物袋）持参や簡易包装の推進

販売店に対し、過剰包装の自粛を呼びかけます。
住民に対し、事業者が行う取り組みを紹介するとともに、簡易包装の選択を呼びかけます。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	継続									
実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施				
	<p>広報紙、ホームページ等で、住民にマイバッグ持参、簡易包装を呼びかけました。 また、平成30年度に「事業系ごみ 減量・リサイクル ガイドブック」を作成し、事業者に過剰包装の自粛を呼びかけました。</p>									
評価	<p>【改善が必要】令和2年7月から全国一律でのレジ袋有料化が導入され、マイバッグの利用が進みました。今後は、簡易包装をさらに進めていく必要があります。広報紙や冊子での呼びかけにとどまらず、さまざまな機会を通じて啓発していく必要があります。 また、事業者に対する啓発も必要です。</p>									

取組番号3：生ごみの減量化の推進

生ごみの水切り方法などの情報を提供します。
使い切り、食べ切りへの協力を促します

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	継続									
実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施				
	<p>広報紙、ホームページ等で、生ごみの水切り方法の紹介や、使い切り・食べきりを呼びかけました。出前講座「エコクッキング」で、生ごみの減量を呼びかけました。 また、普通ごみの組成調査を隔年で実施しました。</p>									
評価	<p>【改善が必要】家庭系普通ごみの約3割、事業系普通ごみの約4割が厨芥類（令和3年度組成調査）であることから、生ごみ減量の啓発を強化する必要があります。具体的に水切り方法やその効果を示し、広報紙等での特集記事やリーフレット、出前講座、環境イベント等で積極的に啓発していく必要があります。 また、事業者に対し、生ごみ削減を働きかける取り組み強化が必要です。</p>									

取組番号4：家庭系ごみ分別ガイドブックの拡充【新規】

「家庭系ごみの正しい出し方」の内容を拡充した新たな分別ガイドブックを作成します。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	継続	拡充	啓発							
実施	調査	検討	実施	啓発	啓発	啓発				
	<p>平成30年度から「家庭ごみの正しい出し方」を多色刷りにし、掲載内容を拡充しました。</p>									
評価	<p>【改善が必要】「家庭ごみの正しい出し方」は、収集案内、分別ガイドブックとして、随時見直しが必要です。また、各種取り組みの啓発は、広報紙やホームページ、出前講座等も活用し、幅広く呼びかけていく必要があります。</p>									

取組番号5：事業系ごみ減量化・リサイクルの手引書の作成【新規】

事業系ごみ減量化・リサイクルの手引書を作成し、事業者のごみ減量化・資源化を促進します。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	継続		拡充	啓発						
実施	調査	準備	実施	啓発	啓発	啓発				
	平成30年度に「事業系ごみ減量・リサイクルガイドブック」を作成し、事業者のごみ減量化・資源化を促しました。									
評価	【改善が必要】事業系ごみ排出量は基準年度を上回る状況が続いていることから、排出量削減の取り組み強化が必要です。啓発冊子の配布にとどまらず、継続して事業者にごみ減量化・資源化を働きかけていく取り組みが必要です。									

取組番号6：新たな情報発信ツールの導入【新規】

わかりやすい情報の提供方法について前向きに取り組みます。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	調査・検討・実施									
実施	調査	実施	実施	実施	実施	実施				
	平成29年12月に「ごみ分別アプリ」を導入しました。随時、検索情報の改善を図りました。なお、令和3年11月からは「ふちゅうポータル」の中で運用しています。									
評価	【完了】平成29年12月に「ごみ分別アプリ」を導入しました。情報発信ツールの一つとして、随時、内容の見直し、更新が必要です。									

基本施策「ごみの減量化に向けた意識の向上」

取組番号7：事業系ごみの展開検査の実施【新規】

定期的に事業系ごみの展開検査を実施し、適正な分別排出の徹底を推進します。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	調査		実施							
実施	調査	検討	検討	未実施	未実施	未実施				
	安芸クリーンセンター及び安芸郡4町での展開検査の合同実施を協議しましたが、実施には至りませんでした。									
評価	【見直しが必要】事業系ごみの適正な分別排出の徹底は、展開検査による事後対応ではなく、排出事業者、一般廃棄物収集運搬業許可業者への啓発・指導の取り組み強化が必要です。									

基本施策「ごみの減量化に向けた仕組みづくり」

取組番号 8：多量排出事業者による（仮称）減量計画書の作成【新規】

多量排出事業者や一定規模以上の事業所は減量計画書の作成を義務付けます。
町内の事業系ごみの排出傾向を把握し、ごみ減量化に向けた効果的な施策の検討を行います。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	調査		実施							
実施	調査	検討	未実施	未実施	未実施	未実施				
	減量計画書の対象となる多量排出事業者が少なく、取り組みの効果が限定的であると判断しました。									
評価	<p>【見直しが必要】事業系ごみ排出量は基準年度を上回る状況が続いていることから、事業系ごみの削減を実効的に推進していく仕組みづくりが必要です。</p> <p>また、事業系普通ごみの約3分の1が紙類（令和3年度組成調査）であることから、事業者に対し、ごみ減量化、分別による資源化を広く呼びかけていく必要があります。広報紙等による啓発にとどまらず、継続して事業者働きかけていく取り組みが必要です。</p>									

取組番号 9：ごみ処理手数料の適正化【新規】

ごみ処理手数料の適正化について調査し、近隣市町と調整しながら今後のごみ処理手数料の検討を行います。ごみ処理に要しているコストなどを公表します。

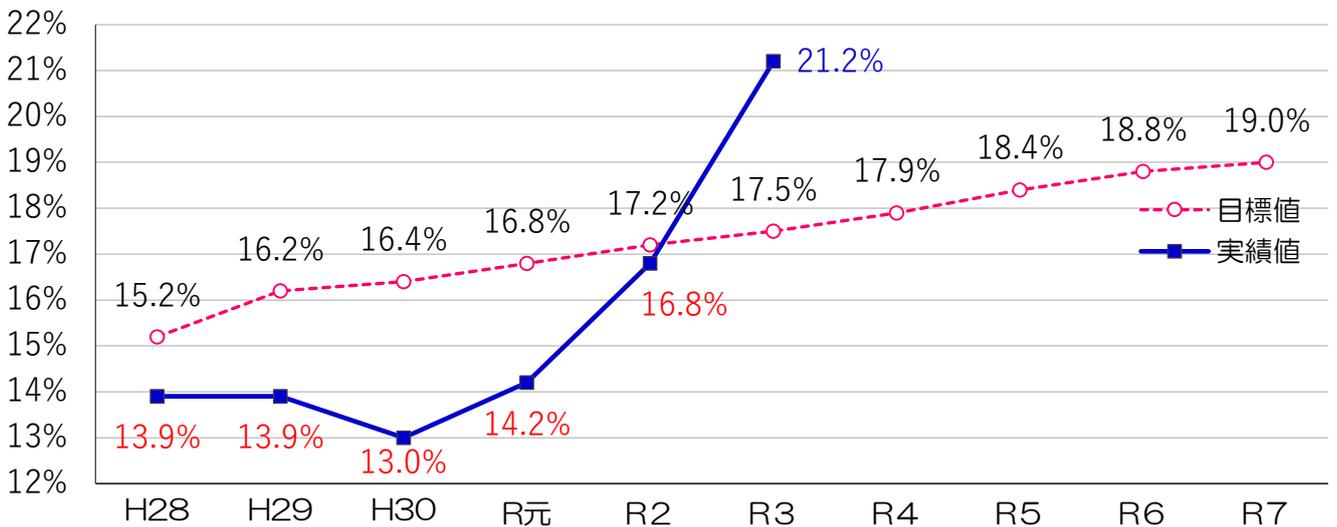
	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	予備調査（情報収集等）					調査				
実施	-	調査	検討	-	検討	-				
	<p>広報紙で、清掃費予算額を公表しました。</p> <p>なお、家庭系ごみの有料化は住民理解が必要であることから、戸別収集や休日持込対応等の新たなサービスに対する負担として導入を検討することとし、現時点ではごみステーションへの排出については無料を継続すべきと判断しました。</p>									
評価	<p>【改善が必要】ごみ処理手数料の有料化は、排出抑制や再生利用の推進、負担の公平性が期待される一方で、不法投棄の増加や減量効果の継続性が懸念されます。また、可燃ごみの焼却を広域処理していることから、関係機関との調整も必要です。</p> <p>ごみ処理手数料の適正化について、ごみ排出量、処理経費の推移も踏まえ、具体的に検討する必要があります。</p> <p>また、事業系ごみ処理手数料の適正化についても、定期的な見直しが必要です。</p>									

基本方針 2 「資源化の推進」

数値目標② 府中町全体のリサイクル率

【目標】 令和7（2025）年度までに19%以上とする
 現状値（平成25（2013）年度）：11.8%
 目標値（令和7（2025）年度）：19%以上

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標値	15.2%	16.2%	16.4%	16.8%	17.2%	17.5%	17.9%	18.4%	18.8%	19.0%
実績値	13.9%	13.9%	13.0%	14.2%	16.8%	21.2%				
結果	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	達成				



【評価】 リサイクル率は、目標の未達成が続いていましたが、令和3年度には達成に転じました。その要因は、平成30年度に開始した雑がみ資源化による「新聞・雑誌・雑がみ」収集量の増加や、安芸クリーンセンターでの飛灰資源化の再開（平成30年度～令和2年度は埋立処分）と考えられます。しかし、最も大きな要因は、令和2年度以降、資源化处理・処分の仕様変更により資源化量が増加し、リサイクル率を引き上げていることから、現状に即した目標値の見直しが必要です。また、集団回収量が減少傾向にあります。コロナ禍による活動自粛の影響もあるため、集団回収の促進とともに、今後の動向に注意が必要です。

基本施策「資源化に向けたわかりやすい情報の発信」

取組番号10：資源回収拠点の設置店の紹介【新規】

事業者が設置した資源回収拠点の情報を当町のホームページなどで広く紹介し、住民の資源回収を促進します。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	調査		実施							
実施	-	実施	実施	実施	実施	実施				
	ホームページで資源回収拠点の情報を紹介し、住民の資源回収を促しました。									
評価	【改善が必要】住民の資源化意識の醸成と実践につながるよう、事業者と連携し、効果的な啓発を行う必要があります。									

基本施策「資源化に向けた意識の向上」

取組番号11：3Rに関する環境教育の実施

町内のイベントや国・県の事業、制度などいろいろな機会を積極的に活用して、環境教育を実施します。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	継続									
実施	実施	実施	実施	実施	未実施	実施				
	出前講座やイベントで3Rを呼びかけました。 なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できませんでした。									
評価	【改善が必要】 イベントや出前講座のほか、さまざまな機会を通じて環境教育を実施していく必要があります。出前講座の事例紹介やメニュー拡充など、さらなる取り組みが必要です。									

取組番号12：ごみ減量化・リサイクルの取り組みへの表彰制度などの導入【新規】

事業者や住民団体などを対象とした表彰制度の導入を推進しごみの減量化・資源化を推進します。模範的な取り組み事例は、ホームページなどで広く紹介します。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	調査			実施						
実施	調査	検討	未実施	未実施	未実施	未実施				
	町の規模での表彰制度は応募が少なく、効果が十分に得られないと判断しました。									
評価	【見直しが必要】 地域や個人、事業者で実践されているさまざまな取り組みを、行政としても把握しておくことが重要です。また、それを広く紹介し、実践を促す取り組みが必要です。									

基本施策「新たな分別品目の拡充」

取組番号13：雑がみの資源化の実施【新規】

雑がみの分別回収を実施します。
適正分別に向けた情報提供を行います。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	調査		実施							
実施	調査	検討	実施	啓発	啓発	啓発				
	平成30年4月から雑がみ収集（週1回）を開始しました。 また、広報紙、「家庭ごみの正しい出し方」等で、雑がみの資源化を呼びかけました。									
評価	【完了】 平成30年4月から雑がみ収集（週1回）を開始しました。資源ごみ（紙類）収集量が増加していることから、雑がみ資源化の効果と考えられます。しかし、普通ごみの約3割が紙類（令和3年度組成調査）であることから、さらなる雑がみの分別、資源化が必要です。									

取組番号14：プラスチック類の資源化の推進

プラスチック類の分別収集やペットボトルキャップの回収方法について資源化の可能性を調査します。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	調査・検討									
実施	-	検討	-	-	検討	-				
実施	プラスチック類の資源化は、ガス化溶融処理している安芸クリーンセンターの焼却熱量低下に影響し、関係団体での十分な調整が必要なことから、府中町単独でのプラスチック類の資源化は当面見合わせることにしました。									
評価	【継続】プラスチック類の資源化については、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、先進事例、資源化技術や処理経費の動向を注視し、具体化に向けた検討が必要です。 また、次期広域ごみ処理施設の検討においては、プラスチック類の資源化による焼却量削減も含めて、関係機関と連携して調査・検討する必要があります。									

取組番号15：紙おむつの資源化の推進【新規】

紙おむつの資源化の方法について他自治体の先行事例や民間事業者の技術開発の動向を調査します。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	調査・検討									
実施	調査	検討	-	-	-	-				
実施	県内に紙おむつの資源化施設がなく、また、処理費用が高額であることから、現時点では紙おむつの資源化は実施できないと判断しました。 なお、平成30年度以降、調査は実施していません。									
評価	【継続】先進事例、民間事業者による資源化技術や処理経費の動向も踏まえ、定期的に調査・検討する必要があります。									

取組番号16：生ごみの資源化の推進【新規】

生ごみの資源化の方法について他自治体の先行事例や民間事業者の技術開発の動向を調査します。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	調査・検討									
実施	調査	検討	-	-	-	-				
実施	県内に家庭系の生ごみを受け入れている資源化施設はなく、処理費用が高額であること、また、生ごみ分別の徹底が困難であることから、現時点では生ごみの資源化は実施できないと判断しました。 なお、平成30年度以降、調査は実施していません。									
評価	【継続】先進事例、資源化技術や処理経費の動向も踏まえ、定期的に調査・検討する必要があります。また、次期広域ごみ処理施設の検討においては、生ごみ資源化の可能性も含めて、関係機関と連携して多角的に調査・検討する必要があります。									

取組番号17：剪定枝の資源化の推進【新規】

剪定枝の資源化の方法について他自治体の先行事例や民間事業者の技術開発の動向を調査します。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	調査・検討									
実施	調査	検討	-	-	-	-				
	県内に家庭系ごみの剪定枝を受け入れている資源化施設はなく、処理費用が高額であることから、現時点では剪定枝の資源化は実施できないと判断しました。 なお、平成30年度以降、調査は実施していません。									
評価	【継続】 先進事例、民間事業者による資源化技術や処理経費の動向も踏まえ、定期的に調査・検討する必要があります。									

基本施策「資源化に向けた仕組みづくり」

取組番号18：集団回収の実態の把握【新規】

集団回収の実態を把握できる仕組みを構築し、集団回収の実態の把握に努めます。仕組みを構築する際には、取り組みの継続性を確保するため、住民・行政に負担の少ないものとします。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	調査	実施								
実施	調査	実施	実施	実施	実施	実施				
	町内会の協力により、計画を1年前倒して平成29年度から集団回収の品目及び回収量の把握を開始しました。									
評価	【完了】 計画を1年前倒して平成29年度から集団回収の実態の把握を開始しました。 なお、ごみステーションを利用する活動団体指定申請の窓口は環境センターですが、集団回収実績は環境課（環境衛生係）が調査しています。調整、啓発、実態把握を一体的に進めるためには、窓口を一元化する必要があります。									

取組番号19：資源回収拠点の整備【新規】

住民や事業者が協力しやすい資源回収の方法を調査します。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	調査・検討									
実施	調査	検討	検討	-	-	-				
	公共施設への資源回収拠点設置を検討しましたが、運営費用に対して効果が得にくいこと、また、不法投棄が懸念されるため、現時点では行政による資源回収拠点の整備は見合わせることにしました。									
評価	【見直しが必要】 町内会による集団回収、事業者主体の店頭回収の実施状況も踏まえ、効果や運営経費も含めて慎重に検討する必要があります。									

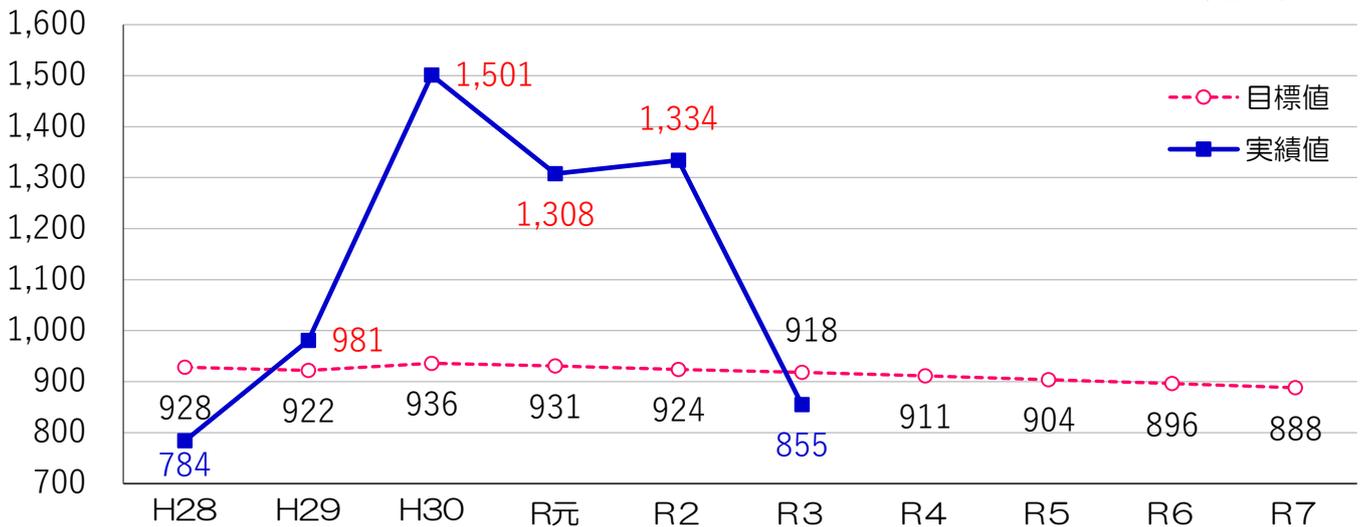
基本方針3 「適正な処理・処分の推進」

数値目標③ 府中町全体の最終処分量

【目標】 令和7（2025）年度までに平成25（2013）年度比で約5%以上削減する
 基準値（平成25（2013）年度）：935 t/年
 目標値（令和7（2025）年度）：888 t/年以下

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標値	928	922	936	931	924	918	911	904	896	888
実績値	784	981	1,501	1,308	1,334	855				
結果	達成	未達成	未達成	未達成	未達成	達成				

（単位：t/年）



【評価】 最終処分量は目標の未達成が続き、特に平成30年度～令和2年度は安芸クリーンセンターの飛灰が埋立処分されたことにより目標値を大きく上回っていましたが、飛灰を資源化した令和3年度には達成に転じました。

中間処理施設における処理により最終処分量が大きく増減するため、今後の動向に注意が必要です。また、埋立ごみ量が基準年度を上回っていることから、排出削減の取り組み強化が必要です。

基本施策「収集運搬計画」

取組番号20：新たな中間処理体制を考慮した収集運搬体制の構築【新規】

新たな分別品目の拡充や中間処理施設の体制の方向性を見据えて収集日や収集回数などを適切に設定します。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	調査・検討									
実施	-	検討	実施	-	検討	-				
評価	【継続】基本方針2、基本施策「新たな分別品目の拡充」の検討も踏まえ、随時、収集日や収集回数などを点検し、必要に応じて見直しの検討が必要です。									

取組番号21：（仮称）ふれあい収集の推進【新規】

ふれあい収集の実施について調査・計画していきます。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	調査・検討・実施									
実施	調査	検討	実施	-	検討	検討				
	<p>平成30年8月から高齢者等生活環境支援事業による大型ごみの戸別収集（有料）を開始しました。</p> <p>また、高齢者等世帯に対する大型ごみ以外の戸別収集を検討し、令和5年度からのふれあいごみ収集を計画しました。</p>									
評価	【継続】ふれあいごみ収集（令和5年度開始予定）では、今後の高齢化の進行も踏まえ、持続可能な制度となるよう制度設計するとともに、住民に十分周知する必要があります。									

基本施策「中間処理計画」

取組番号22：新たな中間処理体制の構築【新規】

安芸クリーンセンターについては海田町・熊野町・坂町と調整しながら新たな処理施設の整備に向けた検討を行います。

府中町環境センターの課題を踏まえ、施設整備方針を検討し、方針が定まった段階で必要な調査・計画などに着手します。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	調査・計画策定									
実施	-	-	-	-	-	-				
	<p>安芸クリーンセンターは、平成27～29年度の基幹的設備改良工事により、15年程度の延命化が図られました。</p> <p>令和4年2月の安芸地区衛生施設管理組合衛生担当課長会議において、次期広域ごみ処理施設の整備の早期検討着手を問題提起し、令和4年4月から協議を行うことを確認しました。</p>									
評価	【継続】次期広域ごみ処理施設の検討では、経済性ととともに、持続可能な資源化の推進、最終処分量の削減も踏まえた検討が必要です。先進事例、民間事業者による資源化技術や処理経費の動向も踏まえ、関係機関と連携して多角的に調査・検討を進める必要があります。									

基本施策「最終処分計画」

取組番号23：新たな最終処分場の整備に向けた調整【新規】

海田町・熊野町・坂町・広島市と新たな最終処分場の確保に向けた調整を行っていきます。
ごみの減量化やリサイクルを推進し、最終処分場の延命化を図ります。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	協議・調査									
実施	—	調査	調査	調査	調査	調査				
実施	出島処分場は、埋立終了期限（令和6年度）の推計残余容量が約70%であることから、県の動向を踏まえて今後の対応を検討していくことを安芸地区衛生施設管理組合衛生担当課長会議で確認しました。									
評価	【継続】最終処分場の確保が不可欠であることから、中長期的な視点で、関係機関と連携して調整、検討を進める必要があります。 また、持続的な最終処分量の削減が重要です。継続して排出削減の取り組みを推進するとともに、安芸クリーンセンターの飛灰の処理（資源化又は埋立処分）の動向を注視する必要があります。									

基本施策「その他」

取組番号24：不法投棄対策

町内会と連携し、深夜・早朝に監視パトロールと指導などを実施します。
不法投棄防止や即時通報を呼びかける広報の配布による啓発を行い、防止と早期発見に努めます。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	継続									
実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施				
実施	業務委託により、深夜・早朝の不法投棄防止巡回パトロールを実施しました。 広報紙、ごみステーション掲示看板等で、不法投棄防止や即時通報を呼びかけました。									
評価	【改善が必要】大型ごみの排出量が増加傾向にあり、区域外からの持ち込みも懸念されます。不法投棄防止巡回パトロールを強化するとともに、不法投棄監視カメラの運用、地域と連携して地域ぐるみで不法投棄対策を進めていく仕組みづくりが必要です。 なお、資源物の持ち去り対策は、基本方針2「資源化の推進」において、別立てして取り組みを強化する必要があります。									

取組番号25：特別管理一般廃棄物の適正処理

住民に対して広報啓発により情報提供及び指導を行います。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	継続									
実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施				
	「家庭ごみの正しい出し方」、ごみ分別アプリ等で、在宅医療廃棄物の適正処理を呼びかけました。									
評価	【継続】特別管理一般廃棄物の適正処理を継続して呼びかける必要があります。 また、コロナ禍において、特に新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理の周知徹底が必要です。									

取組番号26：適正処理困難物の適正処理

住民に対して広報啓発により情報提供及び指導を行います。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	継続									
実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施				
	「家庭ごみの正しい出し方」、ごみ分別アプリ等で、適正処理困難物の適正処理を呼びかけました。									
評価	【継続】適正処理困難物の適正処理を継続して呼びかける必要があります。									

取組番号27：災害廃棄物対策

災害で生じたがれきを一時的に貯留できる集積場をあらかじめ選定します。

災害時に廃棄物の適正処理が行われるように住民や事業者に対するごみ排出方法の周知やごみ収集車及び人員の確保とその適正な配置を行います。

災害廃棄物処理計画の策定に取り組みます。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	継続									
実施	-	実施	-	-	-	-				
	平成30年3月に府中町災害廃棄物処理計画を策定しました。									
評価	【改善が必要】災害発生時に災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、「災害廃棄物処理に係る初動マニュアル」を策定する必要があります。（令和4年度策定予定） また、「災害廃棄物処理計画」、「災害廃棄物処理に係る初動マニュアル」は、定期的に図上訓練等を実施するとともに、適宜点検と必要な見直しを行い、災害発生時の実効性を確保しておく必要があります。									

基本方針4 「協働型環境づくりの推進」

基本施策「協働の取り組みに向けた仕組みづくり」

取組番号28：環境学習講座や見学会の実施

環境学習講座や見学会を実施します。
 広報誌（広報ふちゅう）やホームページを活用した情報発信を実施します。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	継続・拡充									
実施	実施	実施	実施	実施	実施	未実施				
	未就学児や小中学生を対象とした環境学習講座、見学会を実施しました。 また、広報紙、ホームページで、環境学習講座等の情報を発信しました。 （令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施）									
評価	【改善が必要】講座形式での出前講座にとどまらず、さまざまな機会を活用して積極的に啓発していく必要があります。体験型の学習など、住民が楽しみながら取り組める視点や工夫により、取り組みの実践につながる啓発をさらに進める必要があります。									

取組番号29：住民団体・事業者・行政が協働で行うイベントの企画・実施【新規】

イベントを開催するとともに、楽しみながら学べるイベントづくりについて住民団体や事業者と連携していきます。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	実施									
実施	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施				
	住民団体、事業者と協働し、環境イベント「緑の仲間フェスタ」を開催しました。 （令和2・3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施）									
評価	【改善が必要】最も身近な環境問題として、ごみ減量化やリサイクルの取り組みが家庭等に広がるよう、住民、事業者と協働して企画、実施していくことが重要です。									

取組番号30：協働で行う計画の進捗管理

廃棄物減量等推進審議会を設置するとともに、住民や事業者の意見を募り、効率的な施策を実施します。

	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
計画	継続 									
実施	実施 	実施 	実施 	未実施	未実施	未実施				
実施	<p>平成28～30年度は廃棄物減量等推進審議会を開催し、取り組みの進捗状況及び今後の取り組みに対する意見をいただきました。しかし、令和元年度以降は審議会を開催していません。（令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催を中止）</p> <p>また、年次報告書をホームページ等で公表しておらず、令和元年度以降は、年次報告書を作成していません。</p>									
評価	<p>【見直しが必要】計画の実効性を確保していくためには、年次の点検・評価による計画の進行管理が重要です。町による計画の進行管理の徹底が重要であり、実効的な仕組みづくりが必要です。</p> <p>また、廃棄物減量等推進審議会は、コロナ禍においても書面審議等により毎年開催し、住民などからの意見を踏まえて、以降の取り組みの改善を図っていくことが重要です。</p>									

取り組み実施状況の評価一覧

	完了	継続	改善が必要	見直しが必要	合計
基本方針1「排出抑制の推進」	1	1	5	2	9
基本方針2「資源化の推進」	2	4	2	2	10
基本方針3「適正な処理・処分の推進」		6	2		8
基本方針4「協働型環境づくりの推進」			2	1	3
合計	3	11	11	5	30

【完了】：当初の計画に対して、目標を達成した。

基本方針1	取組番号6：新たな情報発信ツールの導入【新規】
基本方針2	取組番号13：雑がみの資源化の実施【新規】
	取組番号18：集団回収の実態の把握【新規】

【継続】：今後も継続して取り組む。

基本方針1	取組番号1：使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進
基本方針2	取組番号14：プラスチック類の資源化の推進
	取組番号15：紙おむつの資源化の推進【新規】
	取組番号16：生ごみの資源化の推進【新規】
	取組番号17：剪定枝の資源化の推進【新規】
基本方針3	取組番号20：新たな中間処理体制を考慮した収集運搬体制の構築【新規】
	取組番号21：（仮称）ふれあい収集の推進【新規】
	取組番号22：新たな中間処理体制の構築【新規】
	取組番号23：新たな最終処分場の整備に向けた調整【新規】
	取組番号25：特別管理一般廃棄物の適正処理
	取組番号26：適正処理困難物の適正処理

【改善が必要】：今後も継続して取り組むものの、取り組み内容の改善が必要である。

基本方針1	取組番号2：マイバッグ（買い物袋）持参や簡易包装の推進
	取組番号3：生ごみの減量化の推進
	取組番号4：家庭系ごみ分別ガイドブックの拡充【新規】
	取組番号5：事業系ごみ減量化・リサイクルの手引書の作成【新規】
	取組番号9：ごみ処理手数料の適正化【新規】
基本方針2	取組番号10：資源回収拠点の設置店の紹介【新規】
	取組番号11：3Rに関する環境教育の実施
基本方針3	取組番号24：不法投棄対策
	取組番号27：災害廃棄物対策
基本方針4	取組番号28：環境学習講座や見学会の実施
	取組番号29：住民団体・事業者・行政が協働で行うイベントの企画・実施【新規】

【見直しが必要】：施策の推進に向けて、取り組みの見直しが必要である。

基本方針1	取組番号7：事業系ごみの展開検査の実施【新規】
	取組番号8：多量排出事業者による（仮称）減量計画書の作成【新規】
基本方針2	取組番号12：ごみ減量化・リサイクルの取り組みへの表彰制度などの導入【新規】
	取組番号19：資源回収拠点の整備【新規】
基本方針4	取組番号30：協働で行う計画の進捗管理

計画の進捗状況の評価（平成28年度～令和3年度）

基本方針1 「排出抑制の推進」

数値目標「住民1人1日あたりのごみ排出量」は未達成が続いていることから、さらなる排出削減の取り組みが必要です。

特に排出量の過半を占める普通ごみにおいては、厨芥類、紙類の割合が大きいため、排出削減の取り組み強化が必要です。

なお、家庭系ごみは、全体では基準年度を下回っているものの、ごみ種別では、大型ごみが基準年度を大きく上回っていることから、大型ごみ排出削減の取り組み強化が必要です。

また、事業系ごみは、基準年度を上回る状況が続いていることから、事業系ごみ排出削減の取り組み強化が必要です。

基本方針2 「資源化の推進」

数値目標「府中町全体のリサイクル率」は未達成が続いていましたが、令和3年度には達成に転じました。

その要因は、平成30年度に開始した雑がみ資源化による「新聞・雑誌・雑がみ」収集量の増加や、安芸クリーンセンターでの飛灰資源化の再開（平成30年度～令和2年度は埋立処分）と考えられます。

しかし、最も大きな要因は、令和2年度以降、資源化処理・処分の仕様変更により資源化量が増加し、リサイクル率を引き上げていることから、現状に即した目標値の見直しが必要です。

また、プラスチック類の資源化については、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、先進事例、資源化技術や処理経費の動向を注視し、具体化に向けた検討が必要です。

基本方針3 「適正な処理・処分の推進」

数値目標「府中町全体の最終処分量」は未達成が続き、特に平成30年度～令和2年度は安芸クリーンセンターの飛灰が埋立処分されたことにより目標値を大きく上回っていましたが、飛灰を資源化した令和3年度は達成に転じました。

中間処理施設における処理により最終処分量が大きく増減するため、今後の動向に注意が必要です。

また、次期広域ごみ処理施設の検討では、経済性ととも、持続可能な資源化の推進、最終処分量の削減が必要です。先進事例や民間事業者による資源化技術の動向も踏まえ、関係機関とともに多角的な調査・検討を進める必要があります。

なお、平成30年度以降、埋立ごみ量が基準年度を上回っていることから、排出削減の取り組み強化が必要です。

また、不法投棄対策とともに、資源物持ち去り対策の強化が必要です。

基本方針4 「協働型環境づくりの推進」

ごみ減量化・資源化の取り組みを推進するためには、住民、事業者のごみに対する意識を高め、それが行動の実践につながるよう、さまざまな機会を活用して積極的に啓発していく必要があります。

また、令和元年度以降、年次の点検・評価が行われておらず、計画の進行管理が継続できていません。計画の実効性を確保していくためには、町による計画の進行管理の徹底が重要であり、実効的な仕組みづくりが必要です。